

令和3年度 都筑区区民活動補助事業案内

この募集案内をよくお読みいただき、チェックシートを利用して団体・事業等が該当するか確認のうえ、申請してください。

1 趣旨

団体が 地域の課題解決を目的として、自主的かつ主体的に行なう 公益性の高い事業 に補助します。

2 補助の内容

これから始めようとする団体の事業または既に活動が定着している団体の事業の拡大、充実を支援します。事業費のうち、当該事業予算の範囲内で

1. 申請1回目 1団体あたり年額4万円を上限 範囲の指定はなし
2. 申請2回目 1団体あたり年額8万円を上限 補助対象となる経費の4分の3の範囲内
3. 申請3回目 1団体あたり年額10万円を上限 補助対象となる経費の2分の1の範囲内

※ 補助対象経費は別紙参照

※ 同一団体が受けることのできる補助回数は3回までです。

3 申請できる団体

原則、次のすべての要件に該当する団体

- 規約、会則等の定めがあること
- 原則として4人以上の構成員を有し、その4分の3以上が都筑区民（在学、在勤を含む）により構成されていること
- 団体への参加について原則、制限を設けていないこと
- 本補助金の交付回数が2回以下であること、ただし主たる構成員が別の団体名称で本補助金の交付を受けたことがあるときは、これを通算する。
- 横浜市、横浜市の外郭団体並びに都筑区から本年度の申請事業について助成、委託を受け若しくは受ける予定がないこと
- 政治、宗教、営利を目的とした団体は対象としない。

4 対象となる事業

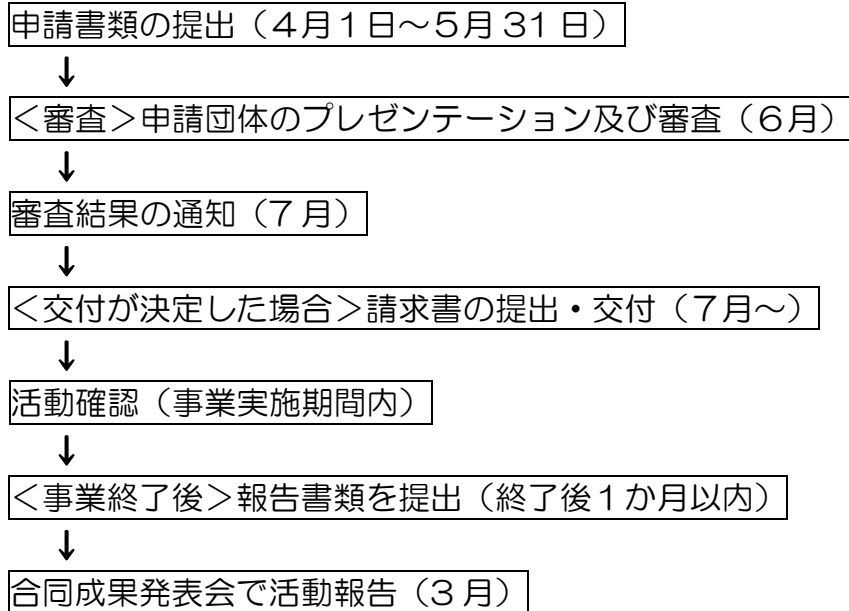
原則として都筑区内で実施される以下の区民活動を対象とします。（1団体1事業）

<事業>

青少年健全育成事業、子育て支援事業、生涯学習事業、文化活動事業、国際交流事業
環境保全事業、まちづくり事業など地域課題の解決を目的とする事業

（主に行政が未着手の分野とします。防災・防犯等、行政が既に行っている事業については対象外となります）

5 手続きの流れ



(1) 提出していただく書類

チェックシートを利用して確認してください。

(2) 申請期限 令和3年5月31日（月）（必着）

(3) 申請先

都筑区役所地域振興課区民活動係（区役所5階54番窓口） 平日 8:45～17:00
必ず持参してください。郵送やメールでの提出は受付できません。

(4) 補助事業、補助金額の決定

補助を行なうかどうか、補助額をいくりにするかは、申請団体によるプレゼンテーションを踏まえて審査し、決定します。プレゼン審査会には、団体メンバー2名以上で参加する必要があります。補助額が減額または不交付となる場合があります。

プレゼン審査会 6月中旬予定

コメンテーター 竹迫和代さん（参画はぐくみ工房）

(5) 審査結果の通知

申請団体には、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。
事業実施に当たっては、交付条件をご確認ください。

(6) 補助金の請求手続き

交付決定通知書を受けた団体は、補助金請求書により請求してください。

(7) 活動報告発表会

補助金の交付を受けた団体は、当該事業の活動について発表をしていただきます。
なお、この発表会は公開の場で行います。（日程は、後日連絡します。）

(8) 事業終了後に提出する書類

事業終了後、1ヶ月以内に活動報告書を提出してください。収支帳簿、領収書を確認させていただくこともありますのでご用意ください。

補助対象経費に対し、事業費が下回った場合は、補助率に基づいて一部返還いただく場合があります。

なお、虚偽の報告があった場合は、補助金を全額返還していただきます。